

## 2025 年度 公益財団法人全日本柔道連盟 転倒外傷予防指導員資格養成講習会（京都）開催要項

### 1. 目的

本講習会は、子どもから高齢者、さらには運動機能が低下した人々の安全な生活を支えるための指導ができる人材を養成することを目的とする。特に、高齢者の転倒や外傷の予防に向けて、柔道の動きや受身の技術を活用し、転倒予防に資する運動指導ができる指導者を養成することで、柔道の社会的価値を広め、地域の健康づくりや介護予防に貢献する人材の育成を図る。

### 2. 主催

公益財団法人全日本柔道連盟

### 3. 協力

公益社団法人日本柔道整復師会、公益社団法人京都府柔道整復師会

### 4. 養成講習会について

本講習会は、以下の通り、オンデマンド講習・試験と対面講習で構成されている。

講習内容については「8. 実施内容」を参照すること。

#### (1) オンデマンド講習（約 50 分）

受講期間：2026 年 2 月 13 日（金）～3 月 2 日（月）

※オンデマンド講習終了後に試験を受験し、合格した者のみが対面講習に参加できる。

（試験期間はオンデマンド講習受講期間と同じ 2026 年 2 月 13 日～3 月 2 日）

※オンデマンド動画および試験の詳細は、2 月 9 日（月）頃に一斉メールにて案内予定。

併せてテキストも郵送にて送付する。

#### (2) 対面講習（4 時間）

対面講習は以下の通り実施する。

開催日程：2026 年 3 月 8 日（日）09:30～13:30（受付 09:00～09:25）

場 所：京都府柔道整復師会館

（〒615-0864 京都府京都市右京区西京極新明町 6）

### 5. 受講者

定員：30 名程度

### 6. 受講料

無料

## 7. 受講条件

- (1) 柔道整復師の資格を有している方
- (2) 柔道整復師養成の大学・専門学校に在学し、柔道整復師の資格取得を目指している方
- (3) その他、当連盟が受講を認めた方

**※資格の認定にあたっては、全日本柔道連盟の登録会員であることが必須条件となる。**

なお、専門学校に在学中の方については、柔道整復師の資格取得後、資格証明書（PDF または写真）を当連盟宛にご提出（メール送付可）いただくことで、資格の認定を行う。

- (4) 参加にかかる費用を（交通費・宿泊費等）を自弁できること

## 8. 実施内容

- (1) オンデマンド講習（約 50 分）

- ① 挨拶・概要説明 2 分（紙谷）
- ② 転倒予防の基礎 7 分（柵山）
- ③ 高齢者と柔道 9 分（井汲）
- ④ 転倒のリスクを高める要因 13 分（三浦）
- ⑤ 転倒リスクおよび機能評価 10 分（中島）
- ⑥ 講習会ロールプレイにおける概要と注意点 12 分（山田・國本）

※各講習後には**4問の確認テストが付属し、3問以上の正答で合格となる。**

- (2) 対面講習

対面講習として約 4 時間（認定証の配布時間含む）の講習を行う。

- ① 講師によるロールプレイの実践方法と注意点の説明 20 分程度
- ② ロールプレイ 約 2 時間 30 分
- ③ 実践形式発表 約 1 時間
- ④ 認定証配布 約 10 分

- (3) その他テキストによる自宅学習

## 9. 資格認定合否判定基準

- ・オンデマンド講習の受講および試験に合格していること
- ・対面講習（ロールプレイ）における課題発表等の評価

上記の成績を総合的に判断し合否を決定する。

## 10. 資格認定合否の発表について

合否については、原則対面講習会当日に行うものとする。

ただし、必要に応じて、本連盟の「転倒外傷予防指導員資格審査委員会」を開催したうえで後日発表する場合もある。

## 11. その他

- (1) 資格の有効期限は1年間とする。本資格を更新しようとする者は、資格有効期限内に本連盟の定める更新講習会を受講しなければならない。なお、更新講習会の詳細については、後日、本連盟のホームページ等で案内するものとする。
- (2) 対面講習必携品：筆記用具、テキスト、必要であればPC、服装は動きやすい服装（トレーニングウェア等）とする。
- (3) 本講習会受講に際し取得した個人情報は、本連盟が養成講習会関係資料の発送等で利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。
- (4) 本講習会で撮影された写真、または動画等の映像が、全柔連ホームページ、公式SNS、全柔連広報誌「まいんど」などに掲載される場合がある。参加申込の提出をもって、個人情報および肖像権の取扱いについて承諾があったものとして取り扱う。

## 12. 本資格の取得によって可能となること

- (1) 認定証を交付する。
- (2) 資格取得後は、自所属等において転倒予防講習会を実施する際、「全柔連公認転倒外傷予防指導員」の名称を用いて活動することが可能となる。
- (3) 全日本柔道連盟が主催する「転倒予防教室」等の事業において、講師として依頼する場合がある。

## 13. 参加申込み等

- (1) 申込は2月11日（金）までに下記のURLもしくはQRコードより、受講者本人が申込を行うこと。

<https://form.run/@promotion-dqIODRW4rbCxUtQh2q3f>



- (2) 本資格に関する問い合わせ

(公財) 全日本柔道連盟 振興課

TEL : 03-3818-4430 / E-mail : [promotion@judo.or.jp](mailto:promotion@judo.or.jp)

以上

## 公認転倒外傷予防指導員資格 受講資格について

### 【本資格認定必須条件】

#### **全日本柔道連盟の登録会員であること**

※本連盟の登録会員でない場合においても、本資格講習会の受講は可能であるが、当該資格の認定を有効とするためには、本連盟への登録を要するものとする。

### 【受講に必要な資格】（いずれか 1 つを取得していれば受講可）

- ・全日本柔道連盟の指導者資格（A～C）を保持（登録）している
- ・医療従事資格（国家資格）

分類	職種
医師系	医師
看護・助産	看護師、准看護師
リハビリ	理学療法士
伝統医療	柔道整復師
福祉系	介護福祉士

- ・教員免許状（国家資格＊教育職員免許法に基づく免許状）

分類	該当免許状
幼稚園	幼稚園教諭免許状
小学校	小学校教諭免許状
中学校	中学校教諭免許状（教科別）
高等学校	高等学校教諭免許状（教科別）
特別支援学校	特別支援学校教諭免許状（視覚・聴覚・知的障害など）
養護教諭	養護教諭免許状
栄養教諭	栄養教諭免許状

### ※上記資格（医療従事資格、教員免許状）取得を目指す学生への対応について

上記に記載された資格の取得を目的として専門課程に在籍している学生については、当

該資格を取得見込みである場合に限り、公認転倒外傷予防指導員講習会の受講を認める。

ただし、この場合に取得できる公認転倒外傷予防指導員資格は「仮資格」となり、資格取得後、全日本柔道連盟に資格証明を提出することで正式に「公認転倒外傷予防指導員資格」が認定される。

・日本スポーツ協会（JSPO）認定の公認資格を有する者

分類	資格名
指導	スポーツ指導者（初級～上級）
指導	コーチ（コーチ1～コーチ4）
指導	上級指導者 / マスターコーチ
安全	スポーツリーダー
健康	スポーツプログラマー
トレ	アスレティックトレーナー（AT）
管理	クラブマネジャー

・スポーツ医学・福祉系資格（国際・民間資格）を有する者

資格名
NSCA-CPT（NSCA認定パーソナルトレーナー）
CSCS（認定ストレングス＆コンディショニングスペシャリスト）
JATI認定トレーニング指導者

以上